

令和2年第9回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月11日（金）午前9時30分から10時30分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員（17人）

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
4番	川崎 良巳 君	5番	高橋 克 君
6番	高村 國昭 君	7番	佐々木 一 榮 君
8番	柏田 雅俊 君	9番	佐々木 喜 克 君
10番	中里 光明 君	12番	豊川 敏 雄 君
13番	竹原 誠 君	14番	時田 宏 君
15番	中川原 隆雄 君	16番	稲村 健一 君
17番	鈴木 徳治 君	18番	大沢 トモ子 君
19番	鳥谷部 甚一郎 君		

4. 欠席委員（2人）

3番	三浦 弘文 君
11番	沼沢 こえ子 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第41号 相続税の納税猶予に関する証明（農業経営）について

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第45号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積の設定について

議案第46号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長

小保内 一 典 君

事務局次長
総務班長
主 幹

赤 坂 和 浩 君
黒 沢 満 尋 君
川 村 悦 子 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和2年第9回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

今日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。
よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（小保内） 本日、3番 三浦弘文委員、11番 沼沢こえ子委員から、欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

出席委員は、19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっていきますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、7番 佐々木一榮委員と18番 大沢トモ子委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の合意による解約に係る通知書について説明させていただきます。

今月の通知は3件です。

議案書の1ページ、参考資料の1ページを御覧ください。

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告いたします。

1番、大字倉石又重字中館下、田、1筆、面積は、●●㎡です。
賃貸人の農業後継者が経営することになったため解約するものです。

2番、大字倉石又重字天神前、田、1筆、面積は、●●㎡です。
賃借人は、水稻作付のために借り受けましたが、水稻作付に適さなかったため、解約するものです。

3番、大字倉石又重字前田内沢、畑、計2筆、面積は、●●㎡です。

賃借人が、別の畑を借り受けるために解約するものです。

以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） 特に発言が無いようですので、以上で報告第 11 号を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第 4 議案第 41 号「相続税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、相続税の納税猶予に関する証明について説明させていただきます。

議案書の 2 ページ、参考資料の 9 ページを御覧ください。

議案第 41 号、相続税の納税猶予に関する証明（農業経営）について。

相続税の納税猶予の特例を受けている別紙相続人は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。

なお、証明願いが遅延し、提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し、承認するものとする。

本件は、1 議案 1 件です。

これは、農業後継者が農業を営んでいた人から、農地等を相続して、農業を継続する場合には、一定の要件のもとに、その相続税額のうち、一定の税額の納税が猶予される特例です。

また、要件として、農業後継者は、相続税の申告期限までに、農業経営を開始し、その後も引き続き、農業経営を行うこと及び申告期限から 3 年目毎に税務署長に「継続届出書」を提出することになっています。

その届出書に添付が必要とされているのが、「引き続き農業経営を行っている等の農業委員会の証明書」です。

以上です。

議長（岩井） ただ今の議案第 41 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

19番（鳥谷部） 農地でしょう。面積は。

事務局（川村） 参考資料の9ページに面積等記入されておりました。合計3筆で、●●㎡になります。そのページは畑等の部分ですが、次のページに水田も納税猶予をうけているので。面積等確定されているので大丈夫です。

19番（鳥谷部） 農業者ということですが、農業を実際やっているのか。

事務局（川村） 9月2日に現地調査を会長含め農業委員2人と事務局で現地調査しましたが、大豆とかごぼう等作付けしていました。以上です。

議長（岩井） そのほかございますか。

2番（北村） 議決の所の総会議長とあるのは議長のことか。

事務局（赤坂） はい。議長です。

議長（岩井） よろしいでしょうか。

15番（中川原） これは農業経営を引き続き行っていること、作付けは現地確認でわかった、説明にあったとおりだと思いますけれども、農業経営となれば、収支計算をしているのかどうか、その辺も調査したかどうか。

事務局（川村） 申告に関する部分の収支のものについては、確認しておりません。

15番（中川原） 確認しないということは、農業経営をやっているか、作付けは貸していても耕作されている。だから、経営状況がどうなっているかわかったら教えていただきたい。

事務局（川村） 農地基本台帳上は、貸し付けなく自作している形で、借り受け人等の名前はありませんでした。基本台帳上は、●●●●さんが自作しているという台帳になっております。今、質問があったこと

を調べるのであれば、税務課等から情報提供してもらう形で調査するような形になると思います。

15番（中川原） 確認した上で、相続税というのはあまり出てこないと思います。本当に特例の人だと思いますので、その点を確認して、次回の時までには、その状況を詳しくは結構でございます。現地も調査していると思いますから、経営の状況を微々たるものだと思いますが、お知らせ願いたいと思います。お願いします。

議長（岩井） そのほかご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） 特に発言が無いようですので、経営状況を確認することとし、以上で議案第41号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、4番 川崎良巳委員と11番 沼沢こえ子委員です。

11番 沼沢こえ子委員は欠席ですので、川崎良巳委員、調査委員席に御着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の農地法第3条の許可申請について、説明させていただきます。

議案書の4ページ、参考資料の13ページを御覧ください。

議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定より、下記農地の申請があったので審議を求める。

今月の許可申請は、1議案4件です。

1番と2番は売買による所有権移転に関する件、3番は、贈与による所有権移転に関する件、4番は、交換に関する件です。

1 番、大字切谷内字上平谷地、畑、面積は、●●m²です。
2 番、大字倉石又重字早坂、畑、面積は●●m²です。
3 番、大字倉石又重字中館下、田、2 筆、●●m²、字森田、畑、
1 筆、●●m²、合計 3 筆、面積は、●●m²です。
4 番、大字豊間内字坂ノ上、畑、面積は、●●m²です。
交換する土地については、山林で 3 条許可不要のため、本議案に
記載がないことを申し添えます。

1 番から 4 番は、別添調査書にありますとおり農地法第 3 条第 2
項各号に該当するものではありません。

ともに経営の安定、農作業の効率化を図るものであり、機械、労
働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定
める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると
考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

1 番の売買価格は、●●円、10 a 当たり ●●円です。

2 番の売買価格は、●●円、10 a 当たり●●円です。

以上です。

議 長 (岩井) ただ今の事務局の説明に関連して、川崎良巳委員から調査結果
の報告をお願いいたします。

川崎良巳調査委員 おはようございます。

農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いた
します。議案書の 4 ページ、議案第 42 号と参考資料の 13 ページを
御覧ください。9 月 2 日に岩井会長と沼沢こえ子委員及び私と事務
局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が高齢で作付けできな
くなったため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。
譲受人は、にんにくを作付けするそうです。

2 番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人から申し出があり、農
地を売買するものです。

譲受人は、にんにくを作付けするそうです。

3 番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が病気で耕作できなく
なったため、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。

譲受人は、水稻といんげんを作付けするそうです。

4 番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人から申し出があり、農

地を交換するものです。

譲受人は、長いもを作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番（竹原） 2番について聞きたいけれども、●●●●さんが来ていればあ一番わかると思うが、1か所で●●㎡なのか。

事務局（川村） はい。1筆で、この面積です。

13番（竹原） 周りは、大体この地区はわかるけれども、周りも全部畑で、作付されているのか。にんにくとかたばことか。

事務局（川村） 作物というかロータリで耕されて、管理されている状態でした。周りは畑というか採草地でした。

川崎良巳調査委員 草というか牧草をやっていました。

13番（竹原） そこに、にんにくを●●●●さんが作付けするということか。

事務局（川村） はい。作付けしたいということでした。

10番（中里） 1番ですけど、これは先月の調査会で検討したところではなかったかと思いますが、●●●●の会長だったかと、譲受人がですね。農耕地としてできるようなところではなかったかと思うのですが、農地にできるようなところでしょうか。また、農地にする確証があるのでしょうか。

事務局（川村） 譲受人は、農地にして、にんにくを作付けしたいということで、調査会で確認しています。本人は農地にするため、今、作業準備中とのことでした。

川崎良巳調査委員 盛土して、土を入れ替えしてやるということでした。

10番（中里） なかなか難しそうな土地でしたが。

事務局（川村） 難しそうな土地なのですが、本人はやるということでした。努力して農地にしますということでした。あくまでも農地として、申請ということでした。

10番（中里） これは例えば、確認とか何年か毎に確認とかするものでしょうか。ここに限らず、一般的に。

事務局（赤坂） 農地パトロール等で転用とかも確認することになっているので、付近を通ったときは確認するようにします。

議長（岩井） 以上でよろしいでしょうか。そのほかございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。
議案第42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第43号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の6ページ議案第43号と参考資料の23ページを御覧ください。

今月の農地法第5条許可申請は1議案1件です。

1番の農地の所在は、字鍛冶屋窪上ミ●●、地目は畑、面積は、●●m²、転用目的は、宅地分譲です。

この農地は、五戸町都市計画区域内にある農地で、農地区分は、第3種農地になります。以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、川崎良巳委員から調査結果の報告をお願いいたします。

川崎良巳査委員 農地法第5条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の6ページ議案第43号と参考資料の23ページを御覧ください。

9月2日に岩井会長、私と沼沢こえ子委員と事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、不動産業を営んでおり、町内に宅地分譲地が少なく、宅地分譲地の問い合わせが多くなっているため、申請地を売買により取得し、宅地分譲地とするものです。

申請地は、第1種住居地域で、北側と東側と南側は宅地で西側は畑です。農業生産及び公衆衛生に支障の無いよう処置し、汚水等は、下水道が整備されている地域であるため、下水道により処理することから、周囲に影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第43号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

調査委員の川崎良巳委員、ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

(調査委員、指定席へ戻る。)

議長(岩井) 次に、議案第44号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) それでは議案書の7ページ、議案第44号を御覧ください。
五戸町長より令和2年8月25日付け、五農林第238号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案11件で合計面積は●●m²です。

1番の農地の所在は、大字切谷内字館ノ谷地の田が2筆、面積は●●m²、再設定で5年間の使用貸借です。

2番の農地の所在は、大字倉石又重字前田内沢の畑が1筆、面積は●●m²、再設定で5年間の賃貸借、賃借料は、10a当たり●●円です。

3番の農地は、農業者年金に係る特定処分地で、親子での賃借になります。農地は全部で20筆、7ページと8ページと9ページ、20筆、農地の所在は倉石の又重地区になります。20筆のうち、田が7筆、畑が13筆、面積は合計で●●m²、10年間の使用貸借になります。

4番の農地の所在は、大字倉石又重字西張平が2筆、東ノ沢が3筆、合計5筆、面積は●●m²、親子での賃借になります。使用貸借で5年間、借り受け人、息子さんの方は、これからは新規就農を申請する予定となっております。

5番から11番までは、農地中間管理事業を活用した貸借で一括方式というものになります。

5番から8番までの借り受け人、株式会社●●●●●ですけれども、この会社は、5番の農地ですが、今までは●●●●●という会社が借りて、りんごやっていましたけれども、その●●●●●の果樹の生産部門を引き継ぐ形で、新しく設立した会社になります。

代表者の方も前の●●●●●の時も果樹の方をやっておりました。

5番の農地の所在は、大字倉石石沢字大面が2筆と山辺沢が2筆、合計面積は、●●m²、10年間の賃貸借で、賃借料は10a当たり●●円です。

6番の農地の所在は、字ウルエ長根下の畑が1筆、面積は、●● m^2 、10年間の賃貸借で、賃借料は10a当たり●●円です。

7番の農地の所在は、大字倉石中市字松山の畑が1筆で面積は、●● m^2 、10年間の賃貸借で、賃借料は、年に●●円となります。

8番の農地の所在は、大字倉石石沢字大面の畑が1筆、面積は、●● m^2 、10年間の賃貸借で、賃借料は、年で●●円になります。

12ページを御覧ください。

9番の農地の所在は、字八景の田が1筆、面積は、●● m^2 、10年間の賃貸借で、賃借料は10a当たり●●円となります。

10番の農地の所在は、字八景の田が1筆、面積は、●● m^2 、10年間の賃貸借で、賃借料は10a当たり●●円となります。

11番の農地の所在は、大字豊間内字高寺前の田が1筆、面積は●● m^2 、こちらは、10年間の賃貸借で、賃借料は10a当たり●●円となります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番（竹原） 今回の案件で中間管理機構を通してほとんどは一括方式でしょ。そのほかに方式は何があるのか。

事務局（黒沢） ありません。全部一括方式です。

8番（竹原） 一括方式をやった人には、県から奨励金が入っているのか。

事務局（黒沢） はい。入っています。

8番（竹原） 間違いないか。

事務局（黒沢） 協力金ですか。中間管理事業については、農林課が担当になりますので、わかりません。

議長（岩井） そのほかございますか。

2 番（北村） 株式会社●●●●、これは前の●●●●か。

事務局（黒沢） はい。●●●●です。

2 番（北村） いつからこの会社になったのか。

事務局（黒沢） 会社の設立は、令和元年 10 月 10 日となっております。

2 番（北村） ここは元の●●●●。

事務局（黒沢） はい。今、●●●●と同じ場所、同じ住所になっています。
実際、この会社の株式名簿を見ますと、●●●●も入ってお
りまして、●●●●は●●●●で別にありまして、果樹部門だけ引
き継ぐ形でこの会社が設立した形になります。

議 長（岩井） そのほかございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは採決いたします。

議案第 44 号について、原案のとおり決定することに賛成の方
は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 44 号は原案のとおり決定いたしま
した。

議 長（岩井） 次に、議案第 45 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づ
く別段面積の設定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） それでは議案書の 14 ページ、議案第 45 号と参考資料の 51 ペ
ージを御覧ください。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積の設定について審

議を求めるものでございます。

別段面積とは、売買や贈与などで農地の権利を取得する場合や賃借により、権利を取得する場合に、その農家個人又はその世帯が、耕作する最低の面積であり、下限面積とも言います。

農地法の規定では、都道府県の場合は、別段面積が●●a以上となっておりますが、地域の実情を踏まえて各農業委員会が、「別段面積」を設定できることとなっております。

例えば、担い手が不足している、また、遊休農地が深刻なため、新規就農を促したい場合、山間地域であるため、農業者の平均規模が小さく、●●a以上を満たすのが難しい場合などです。

五戸町の場合、平成17年から別段面積を●●aとしております。

また、町では、平成27年4月から、定住促進、少子化対策のため、五戸町空き家バンク制度を実施しております。

同制度に登録された空き家の所有者が、空き家に付属した農地もセットで売却希望があった場合、購入者が、別段面積●●aを満たせないため、購入できないなど支障が生じることがあります。

全国的にも空き家に付属した農地を取得する場合に限り、別段面積を設定する農業委員会が増加しております。

当町においても空き家に付属した農地を取得する場合に限り、新たに別段面積を●●aに設定し、定住促進、少子化対策、また、遊休農地防止を推進するため、令和元年9月12日の総会で承認され、設定しているものです。

別段面積に関しては、毎年、下限面積が適切かどうか確認することになっているため、確認のための審議となります。

説明は、以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。

議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 45 号は原案のとおり決定いたしました。

議長(岩井) 次に、議案第 46 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(赤坂) 議案書の 15 ページ、議案第 46 号を御覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

令和元年 10 月 15 日から 10 月 28 日に実施した「農地法第 30 条の利用状況調査」及び「荒廃農地の発生解消状況に関する調査」の結果、農地法の運用について、第 4 の (4) に該当し、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか、否かについて判断を求めるものでございます。

33 筆、合計で、●●m²でございます。

説明は、以上です。

議長(岩井) 休憩いたします。

(休憩中)

議長(岩井) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長(岩井) よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) それでは採決いたします。

議案第 46 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 (岩井) 全員賛成ですので、議案第 46 号は非農地と判断することに決定いたしました。

議 長 (岩井) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、令和 2 年第 9 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年9月11日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員